

## 公益社団法人日本地震学会の共催、協賛及び後援に関する規則

2019年11月28日制定

### (趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地震学会（以下「学会」という。）が、学会以外が主催する行事等（以下「行事」という。）に対する共催、協賛及び後援を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての金銭的及び人的援助することをいう。
- (2) 協賛 行事の趣旨に賛同し、必要に応じて金銭的及び人的援助することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、必要に応じて人的援助することをいう。

### (承認の基準)

第3条 学会が共催、協賛又は後援する行事は、学会定款第3条に定める目的に合致し、公益事業活動推進上、有益であると認められるものとする。

2 共催行事で参加費等が徴収される場合には、学会員が主催団体の会員に準ずる扱いを受けられることを前提とする。

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催、協賛又は後援を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的な目的を有するもの
- (3) 学会と主催団体の間に利益相反上の問題を有するもの

### (申請)

第4条 学会の共催、協賛又は後援を希望する行事の主催者は、次の項目を記入した申請書（様式自由）を学会事務局に提出する。

- (1) 行事名称
- (2) 開催予定期日及び開催場所
- (3) 主催団体名称
- (4) 主催団体代表者名称及び所属
- (5) 行事の概要
- (6) 学会に対する労務・財務負担の有無（共催を希望する場合は、該当行事における学会

の役割を含む)

(7) 担当者氏名及び連絡先

(8) 学会以外の共催、協賛及び後援団体名(予定を含む)

(承認)

第5条 前項の申請書を受けたときは、次の各号に沿って、速やかに承認するかどうかを判断し、通知するものとする。

(1) 共催は、理事会の決議に基づき承認する。その際、学会からの運営委員等の推薦をあわせて行う。

(2) 協賛および後援は、理事会の議を経て、会長の判断に基づき承認する。但し、協賛又は後援に伴い学会に財務・労務負担が発生する場合は、理事会の決議に基づき承認する。

(周知)

第6条 学会が共催、協賛又は後援を承認した行事については、学会のウェブサイトやメールニュース等により会員に対して周知を図る。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、2019年11月29日から施行する。